

出席停止期間の解釈

学校感染症 第2種(学校で多く見られる感染症。主に飛沫感染するのが特徴)

病名	出席停止期間
流行性感冒 (インフルエンザ)	発症して5日を経過し、かつ解後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な構成物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎 (プール熱、アデノウイルス)	症状消失後2日を経過するまで
結核 髄膜炎, 菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

学校感染症 第3種(2種以外で学校などで流行しやすいもの)

急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
---	------------------------------

学校感染症 第3種(条件によっては出席停止になる感染症)

溶連菌感染症	登園は医師の判断による
手足口病・ヘルパンギーナ	登園は医師の判断による
流行性嘔吐下痢症	下痢、嘔吐症状の回復後、全身状態が良い者は登園可能
ウイルス性肝炎	肝機能が正常化すれば登園可能
伝染症紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はほとんどなく、登園可能
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良い者は登園可能

※登園停止の必要はないと考える疾患…アタマジラミ、水いぼ、とびひ

登園届(保護者記入)

提出日: 令和 年 月 日

認定こども園 天王学園幼稚園

組 氏名

病名【 _____ 】

と診断されました。

上記の症状で、

令和__年__月__日～令和__年__月__日までの間

療養期間でした。

医師に(所見)

と指示があり、症状が回復し集団生活に支障がないと判断されましたので登園致します。

保護者氏名 _____ (印)

療養期間について

【新型コロナウイルス感染症】

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過した日